



通学区域特認校制度 利用希望者説明資料

加古川市教育委員会



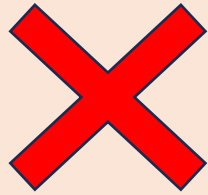
説明の流れ

- ・ 本制度導入の概要と背景
- ・ 通学区域特認校として「両荘みらい学園」を指定する理由
- ・ 申請手続き

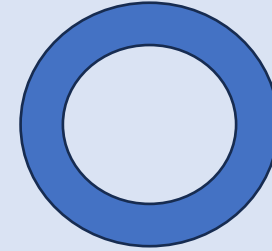


本制度導入の概要と背景

前提：両荘みらい学園は…



インターナショナルスクール
等の特別な学校ではない

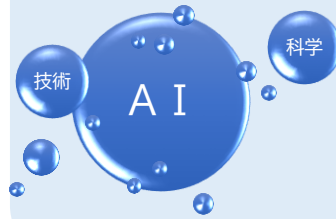


加古川市立の
「公立学校（義務教育学校）」
である

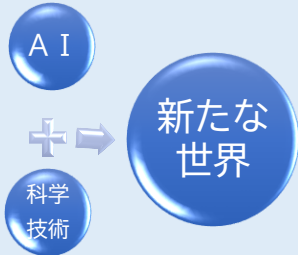


予測困難な時代に、こどもたちが主体的に学べる「多様な選択肢」を

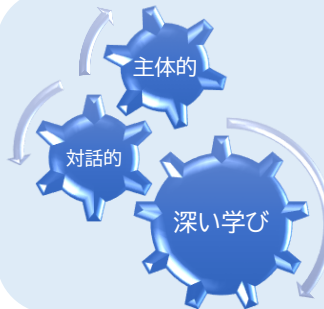
時代の変化



グローバル化の進展
A I・ロボティクス技術の発展



将来、どのような世界なのか
予測が困難な時代に突入
未知の状況を生きるこどもたち



求められる力:課題発見力
他者と協働する力
自分の強みを生かす力
主体的に考え、判断、表現する力



本市の教育施策

学びの質の向上

多様化への対応



新たな時代に備えた環境づくり

一人一台
端末

協同的
探究学習

オンライン
英会話

学校園連携
ユニット

学びの
多様化学校

校内サポ
ートルーム

等

⇒今、学校教育のあり方が大きく変化している

本市の校区のあり方

これまでは…

学区制

通う学校は住んでいる場所で決まっている

例外制度

校区外・区域外就学制度

本来の通学区域(校区)の学校以外に通える

⇒ただし、特別な理由が必要



これからは…

通学区域特認校制度

指定校：両荘みらい学園

開始：令和9年4月



引き続き、両荘地区の児童生徒の学区は両荘みらい学園

⇒多様なニーズに応え、学びの選択肢を増やす

通学区域特認校として「両荘みらい学園」を指定する理由

⇒市内唯一の義務教育学校

（9年制【4-3-2制】）

⇒他校にないカリキュラム

（英語科・ふるさとみらい科）

⇒特色ある学びの場

（公民館との連携：図書館・調理室など）



⇒市内唯一の義務教育学校（9年制【4-3-2制】）

●義務教育学校とは？

- ・小学校と中学校を一つの学校として運営する学校である。
- ・9年間の一貫した教育課程により、学習や生活の連続性があり、一人一人の成長を継続的に支援することができる。



⇒校長は1人で、教職員組織は1つ



⇒小中一貫教育による9学年での縦割り活動・異学年交流



9年間の教育課程

1st Stage / 前期4年

- 学習習慣・学び方を身につけ、学びを楽しもうとする
- 地域を好きになり、さまざまな人と進んで触れ合おうとする など



2nd Stage / 中期3年

- 自ら課題を発見し、主体的・協働的に解決を目指そうとする
- 地域に目を向け、その良さを発見し、発信しようとする など



3rd Stage / 後期2年

- 身につけた力を生かし、未知の状況に挑もうとする
- 多様性を受け入れ、自他の生命や心を大切にしようとする など



たて割り遠足



⇒他校にないカリキュラム（**英語科**・ふるさとみらい科）

英語科の取組み

○1・2年生からの英語科導入

○各ステージに応じた英語活動

English Routine、English Shower、Presentation in English

○海外協力校とのオンライン交流

○All English Day

など



他校に比べて英語に触れる機会が多い。

⇒他校にないカリキュラム（英語科・ふるさとみらい科）

ふるさとみらい科の取組み

- 田植え、稲刈り体験
- かいぼり体験
- 伝統文化体験（狂言、和太鼓など）
- みとろの丘との連携
- ステージアップセレモニー など



他校に比べて体験学習の機会が多い。

⇒特色ある学びの場（公民館との連携：図書館・調理室など）

複合施設による特色ある取組み

- 公共図書館の連携、学校図書館の地域開放等による図書館機能の充実
- 図書館教育担当の教員による授業、学校司書の配置
- 公民館施設の調理室の共同利用
- 公民館施設を利用した様々な教育活動
- 様々な世代の人々がふれあい、学びあい、つながりあう拠点 など



他校にない施設による新たな取組みが生まれている。



制服について（前期課程：１～６年生）



制服について（後期課程：7～9年生）



申請手続き（期間・場所）

STEP 1

ご家庭での検討

通学の負担や教育方針
について十分に話し合
う

STEP 2

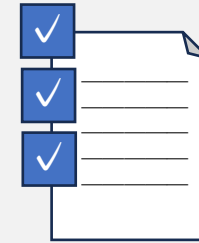
申請用紙の準備

加古川市ホームページ
より「申請用紙」を
ダウンロード



STEP 3

申請書の提出（持参）



申請受付期間

9月1日(火)～11月20日(金)

申請受付場所

加古川市役所 新館8階 学務課

就学のための条件

以下の条件を全て満たす必要があります。

- ✓ ①保護者及び児童生徒が市内居住
- ✓ ②特認校での学習や活動ができる心身の状況にある児童生徒
- ✓ ③保護者が、特認校の教育活動を理解し、協力できる
- ✓ ④保護者の負担と責任により、児童生徒を安全に通学させる
- ✓ ⑤卒業（9年生）までの間、通学する意思がある

就学対象

①保護者及び児童生徒が市内居住

- ・ 市内居住の場合、従前の加古川市指定校区外から就学可能
 - 児童生徒、保護者が多様な学びの場を選択できる
 - こどもたちが主体的に学ぶ環境づくり
 - 両荘みらい学園の学校区は維持

就学対象

②特認校での学習や活動ができる心身の状況にある児童生徒

- ・市内唯一の義務教育学校である両荘みらい学園は9年間の教育カリキュラムや公民館と一体となった施設として特色ある学習環境を有する
- ・他校とは異なる学びの場を、心身ともに健やかに享受できる児童生徒を対象とする

就学対象

③保護者が、特認校の教育活動を理解し、協力できる

- ・ 学校との信頼関係を大切にしてくださいこと
- ・ 次のような状況が継続し、学校運営に著しい支障が生じる場合
 - 過度な要求や不当な要望
 - 学校との協力が得られない対応
 - 学校運営への重大な支障

⇒必要に応じて、就学許可を取り消す場合があります。

就学対象

④保護者の負担と責任により、児童生徒を安全に通学させる

- ・ 前期課程（１～６年生）
⇒保護者による送迎が必要
※スクールバスは利用できない
- ・ 後期課程（７～９年生）
⇒保護者送迎、自転車通学、公共交通機関の利用を想定

就学対象

⑤卒業（９年生）までの間、通学する意思がある

- ・両荘みらい学園は「９年間の一貫教育」を前提とした独自のカリキュラムを組んでいる。
- ・一時的な転校ではなく、「原則として９年生の卒業まで通学」を継続する意思がある。

両荘みらい学園の案内図



〒675-1221

加古川市平荘町山角725-2

JR加古川駅より加古川線（12分）

厄神駅下車 自転車約10分

JR加古川駅より神姫バス（29分）

谷口下車 徒歩約7分

公共交通機関を利用する場合は、学割手続きもあるため、学校にご相談ください。

両荘みらい学園の募集人数

令和9年度新学年（令和8年度の学年）

前期課程	新1年生 (年長児)	新2年生 (小学1年生)	新3年生 (小学2年生)	新4年生 (小学3年生)	新5年生 (小学4年生)	新6年生 (小学5年生)
募集人数	10名程度	10名程度	10名程度	10名程度	若干名	15名程度

後期課程	新7年生 (小学6年生)	新8年生 (中学1年生)	新9年生 (中学2年生)
募集人数	15名程度	5名程度	5名程度

【特記事項（重要）】

■定員超過時の対応

応募人数が募集人数を上回った場合は『**抽選**』とさせていただきます。

■特別支援学級について

教室数等の施設上の理由により、令和9年度は特別支援学級在籍児童生徒の受入れは行っておりません。

参考：両荘みらい学園について

【広報かこがわ7月号】



【BANBANテレビ 生テレ ぶらんちょ】



8/21生放送

番組内で使用したPR動画

▼▼▼視聴可能▼▼▼



問合せ・相談

通学条件等をご家庭で十分にご相談の上、申請のご検討をお願いします。

ご不明点がございましたら、お気軽に問合せください。

制度・申請・手続きに関すること
学 務 課 079-427-9342

両荘みらい学園に関すること
教育総務課 079-427-9336

学校への直接のお問い合わせは
お控えください。